第1章

再犯防止をめぐる近年の動向

令和 ～美しき日本、輝かしい未来へ～

第1節 再犯防止に向けた政府の取組

第2節 再犯の防止等に関する施策の成果指標

第3節 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

第1章　再犯防止をめぐる近年の動向

第1節　再犯防止に向けた政府の取組

政府は、2003年（平成15年）に犯罪対策閣僚会議を開催し、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－」を策定して以降、犯罪対策において、再犯を防止することが必要かつ重要であるとの認識の下、2012年（平成24年）に「再犯防止に向けた総合対策」を、2014年（平成26年）に「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」を、それぞれ犯罪対策閣僚会議で決定するなど、様々な再犯防止対策を講じてきた。

そのような中、2016年（平成28年）12月、議員立法により、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「推進法」という。）が成立し、施行されたことを受け、政府は、2017年（平成29年）12月、2018年度（平成30年度）から2022年度（令和４年度）末までの５年間を計画期間とする、国として初めてとなる再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を閣議決定した。

政府は、推進計画に基づき、関係府省庁の連携の下で、取組を進めているところであるが、その一方で、より重点的に取り組んでいくべき課題も明らかとなった。

具体的には、近年、政府として2021年（令和３年）までに16％以下とすることを目標としている出所受刑者の２年以内再入率（【指標番号３】参照）自体は、着実に低下しており、2019年（令和元年）当時に把握していた2017年出所者では16.9％となっていたが、出所受刑者の約４割を占める満期釈放者について前記再入率を見ると、2017年出所者では25.4％と、仮釈放者（2017年出所者では10.7％）よりも２倍以上高くなっており、満期釈放者の再犯をいかに防ぐかが喫緊の課題と言える。

また、満期釈放者はもとより、刑事司法手続の入口段階にある起訴猶予者等を含む犯罪をした者等の再犯・再非行を防ぐためには、刑事司法関係機関における取組にとどまらず、それぞれの地域社会において、住民に身近な各種サービスを提供している地方公共団体による取組が不可欠であり、再犯防止の取組を積極的に進める地方公共団体をより増やしていくことが必要である。

さらに、刑事司法手続終了後を含めた“息の長い”支援を実現していくためには、国・地方公共団体との連携のみならず、犯罪をした者等の立ち直りを支援する民間協力者との連携協力が不可欠であり、民間協力者の活動をより一層促進していくことも必要である。

そこで、政府は、こうした課題に対応した各種取組を加速させるため、2019年12月、犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止推進計画加速化プラン」（**資1-1-1**参照）を決定した。その概要は次のとおりである。

1　満期釈放者対策の充実強化

2022年までに満期釈放者の２年以内再入者数を２割以上減少させることを成果目標として設定し、この目標の達成に向け、次のような具体的な取組を進める。

・刑事施設入所早期からのニーズの把握と意欲の喚起
・生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
・満期釈放者に対する受け皿等の確保
・満期釈放者の相談支援等の充実
・満期釈放者対策の充実に向けた体制の整備

2　地方公共団体との連携強化の推進

2021年度末までに100以上の地方公共団体で地方再犯防止推進計画（以下「地方計画」という。）が策定されるよう支援することを成果目標として設定し、この目標の達成に向け、次のような具体的な取組を進める。

・地方計画の策定や再犯防止施策を推進するために必要な各種統計情報の整備・提供
・再犯防止に取り組む上で参考となる情報の集約など、取組の横展開を図る仕組みの整備
・地方公共団体における効果的な再犯防止の実施体制の構築に向けた必要な支援の実施

3　民間協力者の活動の促進

近年、求められる役割や活動範囲が大きく広がっている民間協力者の活動を促進するため、次のような具体的な取組を進める。

・幅広い年齢層や多様な職業など様々な立場の保護司適任者の確保
・協力雇用主への継続的支援の強化、更生保護施設の体制整備と地域拠点機能の強化
・ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）等の成果連動型民間委託契約方式（PFS）の仕組みを通じた、社会的課題に取り組むNPO、民間企業・団体等と連携した効果的な再犯防止活動等の推進
・自治会等への幅広い情報発信と少年警察ボランティア等の活動の促進
・民間協力者の活動について、国民の理解と協力を得るための広報の充実強化
・民間協力者によるクラウドファンディングや基金等の活用の促進

資1-1-1　再犯防止推進計画加速化プランの概要

再犯防止　犯罪に戻らない戻さない　立ち直りを支える地域の力

再犯防止推進計画加速化プラン

令和元年１２月２３日
犯罪対策閣僚会議決定

「再犯防止推進計画」（平成２９年１２月閣議決定、計画期間：平成３０年度～令和４年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき３つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

１　満期釈放者対策の充実強化

（１）現状と課題

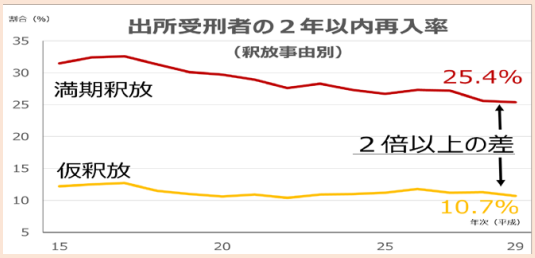

⇒出所受刑者の２年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の２倍以上の差があり、全体を１６％以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠

（２）成果目標

令和４年までに、満期釈放者の２年以内再入者数を２割以上減少
※　２，７２６人（直近5年間の平均）
　　→２，０００人以下に減少

（３）成果目標の達成に向けた主な具体的取組
○　出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
○　満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

２　地方公共団体との連携強化の推進

（１）現状と課題
○　再犯防止の取組を進める地方公共団体が増えつつあり、こうした動きを更に促進していく必要がある。
○　再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地方公共団体は一部にとどまっている。

（２）成果目標

令和３年度末までに、１００以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援
※　策定団体数：２２団体（Ｒ１．１０．１現在）

（３）成果目標の達成に向けた主な具体的取組
○　地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
○　地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援

３　民間協力者の活動の促進

（１）現状と課題
○　民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がっており、国による支援を一層強化する必要がある。
○　財政上の問題から、民間協力者による再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくない。

（２）現状の課題に対応した主な具体的取組
○　保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化
○　民間資金等を活用した再犯防止活動の促進

出典：法務省資料による。

また、政府は、性犯罪・性暴力の根絶に向け、2020年（令和２年）６月、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、2020年度から2022年度までの３年間を集中強化期間とする「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を取りまとめたところ、性犯罪者の再犯防止施策として、次の取組を進めることとしている。

・刑事施設及び保護観察所における認知行動療法を活かした専門的プログラムの拡充の検討
・必要な体制ができた地方公共団体に対し、出所者に関する情報を含めた情報提供ができることの明示
・仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着等について、諸外国の法制度等を把握した上で検討

第２節　再犯の防止等に関する施策の成果指標

1　刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号１】

（平成15年～令和元年）

年　次	刑法犯検挙者数	再犯者数	再犯者率
平成15年	379,602	135,295	35.6
16	389,027	138,997	35.7
17	386,955	143,545	37.1
18	384,250	149,164	38.8
19	365,577	145,052	39.7
20	339,752	140,939	41.5
21	332,888	140,431	42.2
22	322,620	137,614	42.7
23	305,631	133,724	43.8
24	287,021	130,077	45.3
25	262,486	122,638	46.7
26	251,115	118,381	47.1
27	239,355	114,944	48.0
28	226,376	110,306	48.7
29	215,003	104,774	48.7
30	206,094	100,601	48.8
令和元年	192,607	93,967	48.8

注　1　警察庁・犯罪統計による。
　　2　「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
　　3　「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

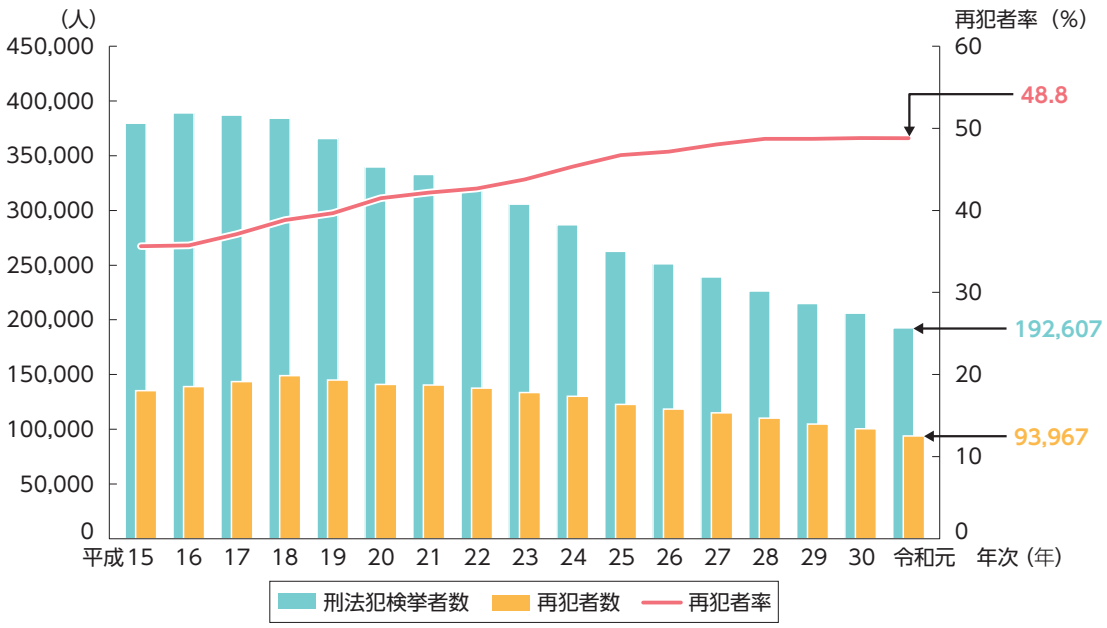

刑法犯検挙者中の再犯者数は、2007年（平成19年）以降、毎年減少しており、2019年（令和元年）は９万3,967人であった。

一方、再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、近年上昇傾向にあり、2019年は、調査の開始（1972年（昭和47年））以降過去最高となった前年と同じく48.8％であった。

2 新受刑者中の再入者数及び再入者率【指標番号2】

（平成27年～令和元年）

年　次	新受刑者数	再入者数	再入者率
平成27年	21,539	12,804	59.4
28	20,467	12,179	59.5
29	19,336	11,476	59.4
30	18,272	10,902	59.7
令和元年	17,464	10,187	58.3

注　1　法務省・矯正統計年報による。
　　2　「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者などをいう。
　　3　「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが２度以上の者をいう。
　　4　「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。

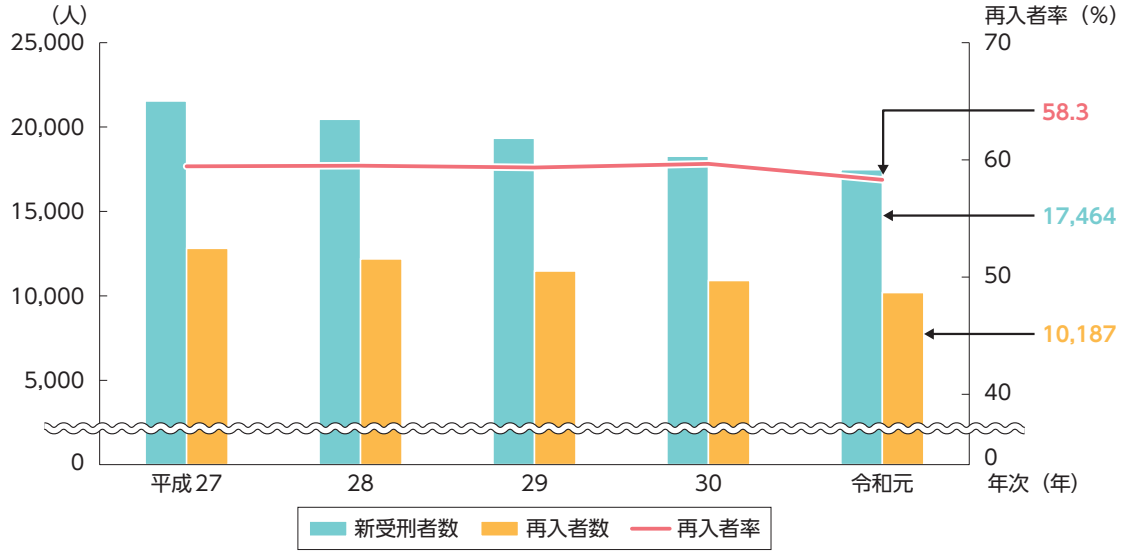

新受刑者中の再入者数は、刑法犯検挙者中の再犯者数と同様、近年減少傾向にあり、2019年（令和元年）は１万187人であった。

一方、再入者率は、近年59%台で推移していたところ、2019年は58.3%と前年より1.4ポイント減少した。

3 出所受刑者の２年以内再入者数及び２年以内再入率【指標番号３】

（平成15年～30年）

年　次（出所年）	出所受刑者数	うち満期釈放等出所受刑者	うち仮釈放出所受刑者	２年以内再入者数		うち満期釈放等出所受刑者		うち仮釈放出所受刑者	
平成15年	28,170	12,386	15,784	5,835	(20.7)	3,903	(31.5)	1,932	(12.2)
16	29,526	12,836	16,690	6,236	(21.1)	4,155	(32.4)	2,081	(12.5)
17	30,025	13,605	16,420	6,519	(21.7)	4,434	(32.6)	2,085	(12.7)
18	30,584	14,503	16,081	6,380	(20.9)	4,536	(31.3)	1,844	(11.5)
19	31,297	15,465	15,832	6,409	(20.5)	4,661	(30.1)	1,748	(11.0)
20	31,632	15,792	15,840	6,372	(20.1)	4,687	(29.7)	1,685	(10.6)
21	30,178	15,324	14,854	6,044	(20.0)	4,424	(28.9)	1,620	(10.9)
22	29,446	14,975	14,471	5,649	(19.2)	4,140	(27.6)	1,509	(10.4)
23	28,558	13,938	14,620	5,533	(19.4)	3,944	(28.3)	1,589	(10.9)
24	27,463	12,763	14,700	5,100	(18.6)	3,487	(27.3)	1,613	(11.0)
25	26,510	11,887	14,623	4,804	(18.1)	3,173	(26.7)	1,631	(11.2)
26	24,651	10,726	13,925	4,569	(18.5)	2,928	(27.3)	1,641	(11.8)
27	23,523	9,953	13,570	4,225	(18.0)	2,709	(27.2)	1,516	(11.2)
28	22,909	9,649	13,260	3,971	(17.3)	2,470	(25.6)	1,501	(11.3)
29	21,998	9,238	12,760	3,712	(16.9)	2,348	(25.4)	1,364	(10.7)
30	21,032	8,733	12,299	3,396	(16.1)	2,114	(24.2)	1,282	(10.4)

注　1　法務省調査による。
　　2　前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
　　なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
　　3　「２年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を１年目として、２年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。
　　4　（　）内は、各年の出所受刑者数に占める２年以内再入者数の割合である。

指標番号3-1　出所受刑者の２年以内再入者数の推移

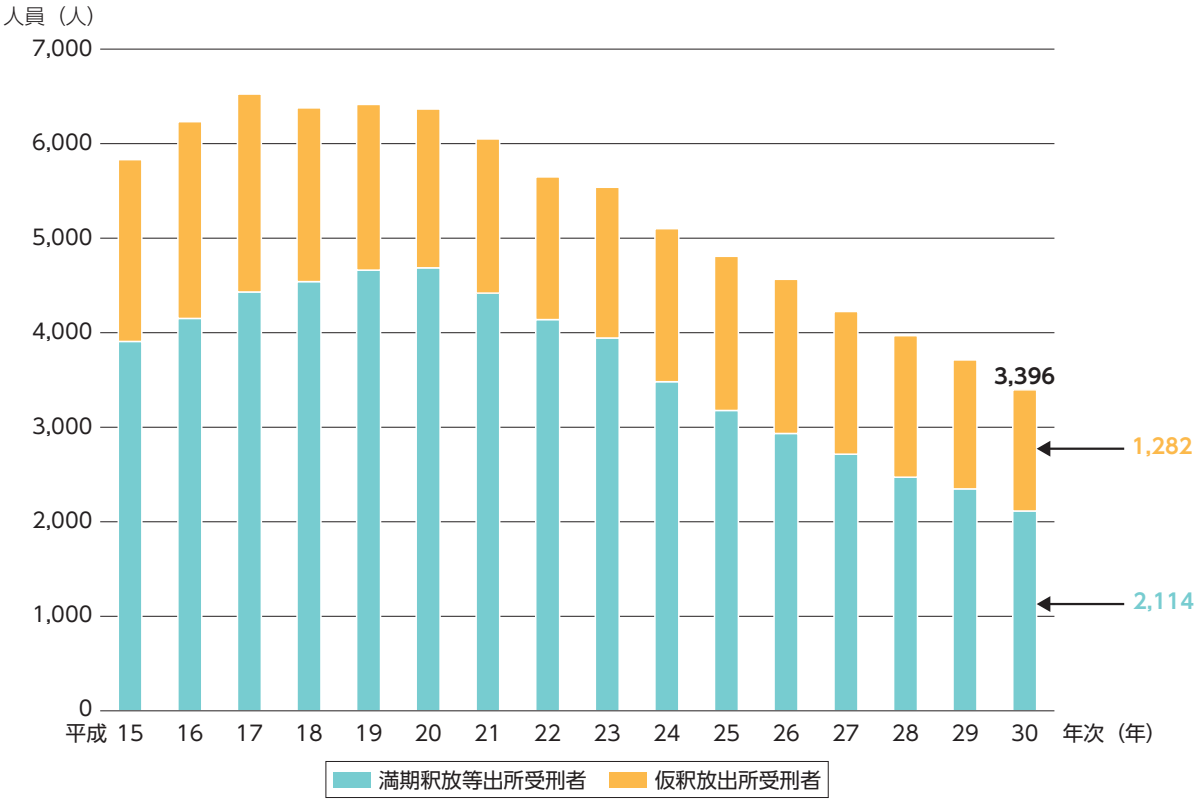

指標番号3-2-1　出所受刑者の２年以内再入率の推移

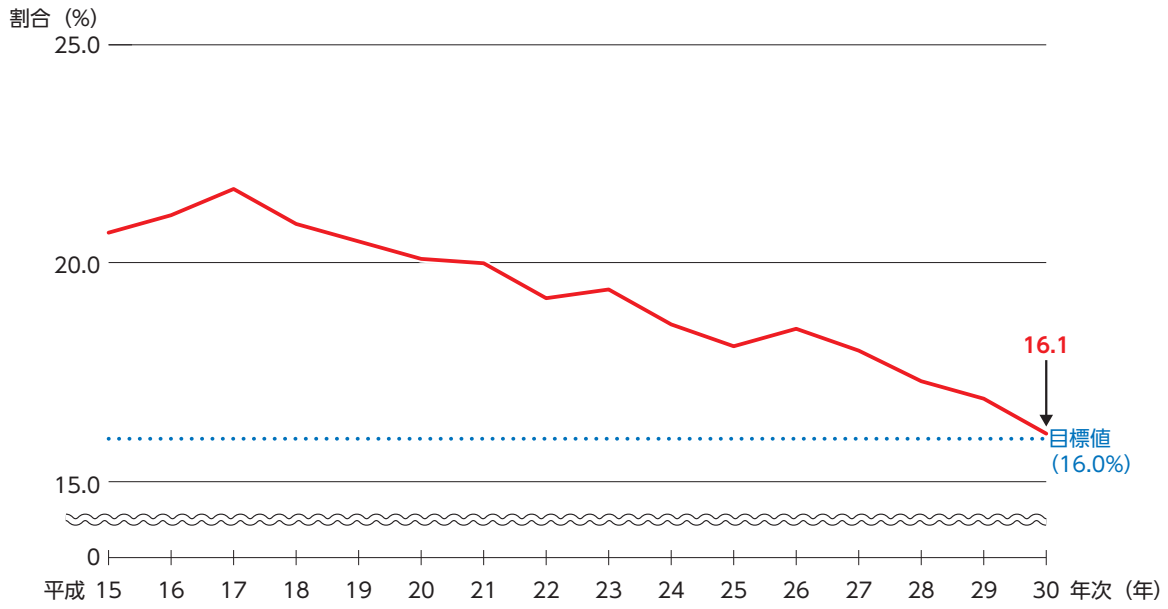

指標番号3-2-2　出所受刑者の２年以内再入率の推移（出所事由別）

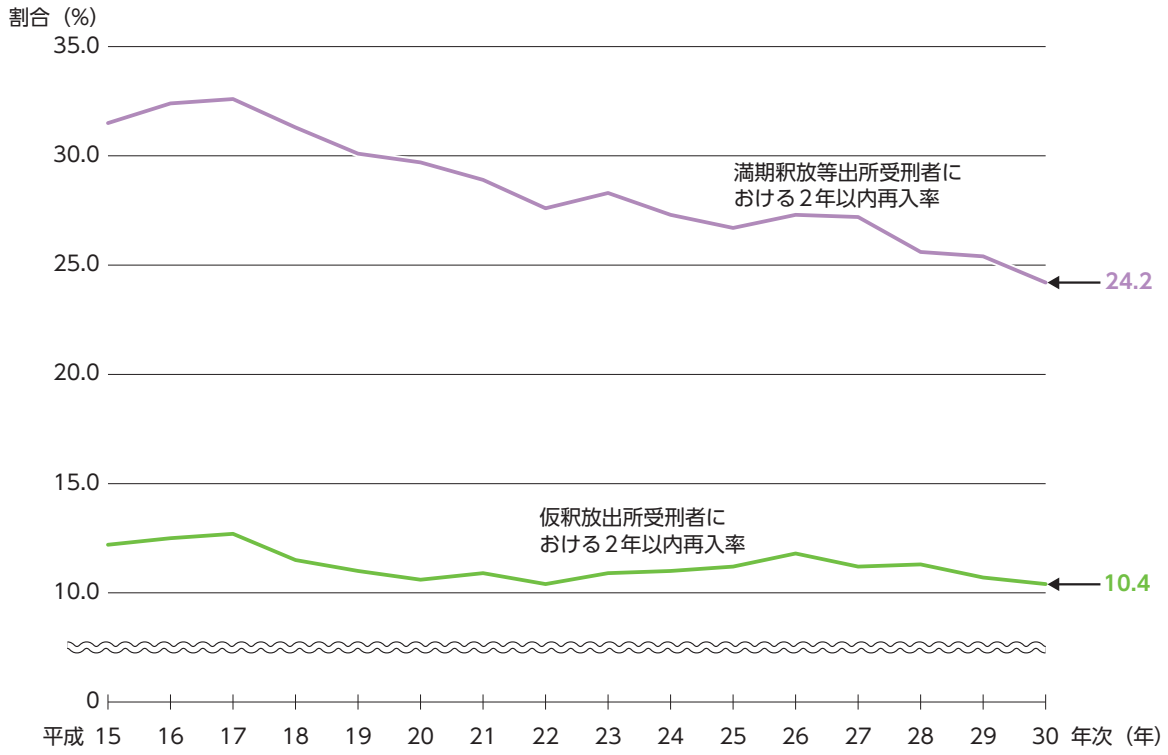

出所受刑者の２年以内再入者数は、2008年（平成20年）以降、毎年減少しており、2018年（平成30年）出所者では3,396人と、2003年（平成15年）出所者と比べて2,000人以上減少している。

また、出所受刑者の２年以内再入率については、「再犯防止に向けた総合対策」（2012年（平成24年）７月20日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年（令和３年）までに16%以下にするとの数値目標を設定しているところ、近年着実に低下しており、2018年出所者では16.1%と、調査の開始（1959年（昭和34年））以降、過去最低であった。なお、いずれの出所年においても、満期釈放等出所受刑者の２年以内再入率は、仮釈放出所受刑者よりも高く、2018年は24.2%であった。

4 主な罪名（覚醒剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強姦・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別２年以内再入率【指標番号４】

罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）　（平成26年～30年）

年　次（出所年）	覚醒剤取締法		性犯罪		傷害・暴行		窃盗	
	出所受刑者数	２年以内再入者数	出所受刑者数	２年以内再入者数	出所受刑者数	２年以内再入者数	出所受刑者数	２年以内再入者数
平成26年	6,456	1,338　(20.7)	687	55　(8.0)	1,367	223　(16.3)	8,342	1,942　(23.3)
27	6,184	1,187　(19.2)	640	40　(6.3)	1,310	212　(16.2)	7,860	1,824　(23.2)
28	6,144	1,149　(18.7)	674	54　(8.0)	1,238	199　(16.1)	7,608	1,695　(22.3)
29	6,134	1,061　(17.3)	643	53　(8.2)	1,065	164　(15.4)	7,265	1,663　(22.9)
30	5,982	957　(16.0)	653	55　(8.4)	1,057	176　(16.7)	6,770	1,477　(21.8)

特性別（高齢、女性）　（平成26年～30年）

年　次（出所年）	高齢（65歳以上）		女性	
	出所受刑者数	２年以内再入者数	出所受刑者数	２年以内再入者数
平成26年	2,814	575　(20.4)	2,219	300　(13.5)
27	2,881	669　(23.2)	2,261	284　(12.6)
28	2,990	617　(20.6)	2,196	312　(14.2)
29	2,910	650　(22.3)	2,195	260　(11.8)
30	2,781	566　(20.4)	2,046	239　(11.7)

注　1　法務省調査による。
　　2　前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
　　なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
　　3　特性別（高齢）の年齢については、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。
　　4　「２年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を１年目として、２年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。
　　5　（　）内は、各年の出所受刑者数に占める２年以内再入者数の割合である。
　　6　「性犯罪」は、強制性交等・強姦・強制わいせつ（いずれも同致死傷を含む。）をいう。
　　7　「傷害」は、傷害致死を含む。

指標番号4-1　２年以内再入率（罪名別）の推移

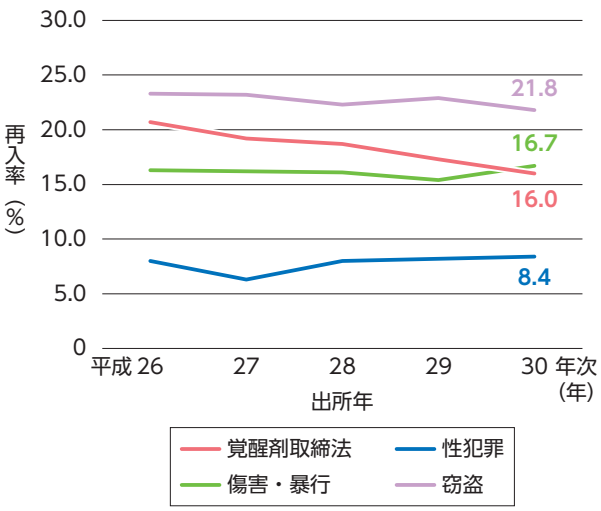

指標番号4-2　２年以内再入率（特性別）の推移

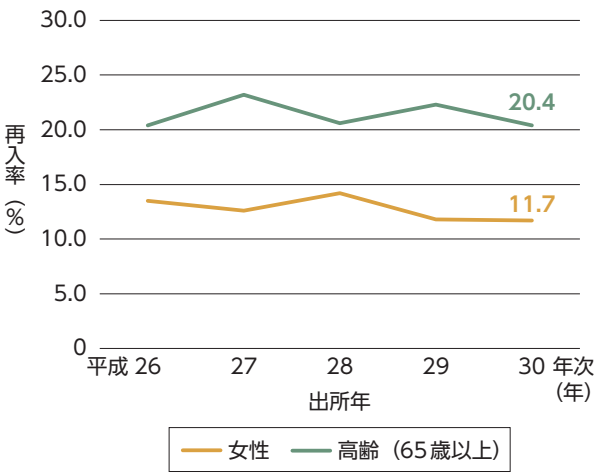

少年院出院者 2年以内再入院率
特性別（少年）

（平成26年～30年）

年　次（出院年）	出院者数	2年以内再入院者数
平成26年	3,126	325　(10.4)
27	2,879	316　(11.0)
28	2,750	281　(10.2)
29	2,475	245　(9.9)
30	2,156	210　(9.7)

注　1　法務省調査による。
　　2　「2年以内再入院者数」は、各年の少年院出院者のうち、出院年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員をいう。
　　3　（　）内は、各年の少年院出院者数に占める再入院者数の割合である。

指標番号4-3　少年院出院者の2年以内再入院率の推移

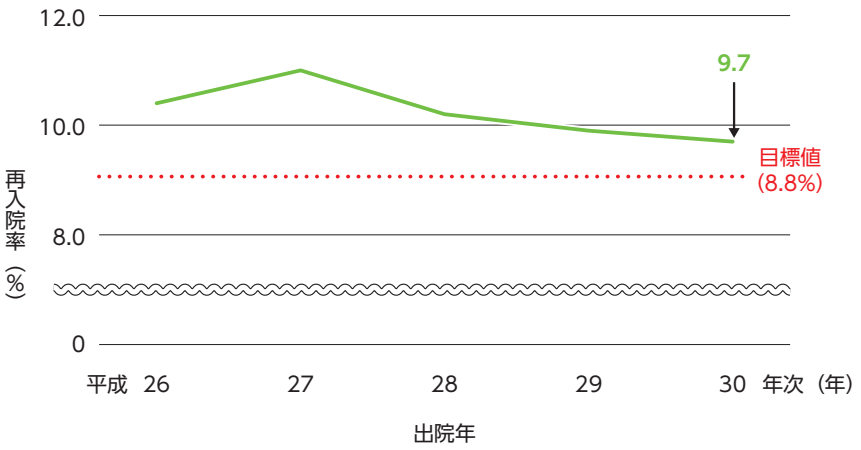

2018年（平成30年）出所者の2年以内再入率について、主な罪名・特性別で見ると、「傷害・暴行」(16.7%)、「窃盗」(21.8%)、「高齢（65歳以上）」(20.4%）が全体（16.1%）よりも高くなっている。

また、2018年出所者の2年以内再入率は、2017年（平成29年）出所者と比べて、「覚醒剤取締法違反」(1.3ポイント減)、「窃盗」(1.1ポイント減)、「高齢（65歳以上）」(1.9ポイント減)、「女性」(0.1ポイント減）が低下した一方、「性犯罪」(0.2ポイント増)、「傷害・暴行」(1.3ポイント増）は、上昇している。

一方、少年院出院者の2年以内再入院率については、「再犯防止に向けた総合対策」(2012年（平成24年）7月20日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年（令和3年）までに8.8%以下にするとの数値目標を設定しているところ、2018年出院者の2年以内再入院者数は210人と、調査の開始（1996年（平成8年））以降、過去最低であったものの、出院者数自体が減少していることもあり、2年以内再入院率は9.7%にとどまっている。

第３節　再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

1　就労・住居の確保等関係

（1）刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合【指標番号５】

（平成27年度～令和元年度）

年　度	支援対象者数	うち矯正施設在所者	うち保護観察対象者等	就職件数	うち矯正施設在所者	うち保護観察対象者等	割　合
平成27年度	7,688	3,907	3,781	2,675	356	2,319	34.8
28	7,464	4,023	3,441	2,790	576	2,214	37.4
29	7,794	4,539	3,255	3,152	1,029	2,123	40.4
30	7,690	4,593	3,097	3,521	1,264	2,257	45.8
令和元年度	7,411	4,355	3,056	3,722	1,498	2,224	50.2

注　1　厚生労働省調査による。
　　2　「支援対象者数」は、矯正施設又は保護観察所からハローワークに対して協力依頼がなされ、支援を開始した者の数を計上している。
　　3　「割合」は、「支援対象者数」における「就職件数」の割合をいう。

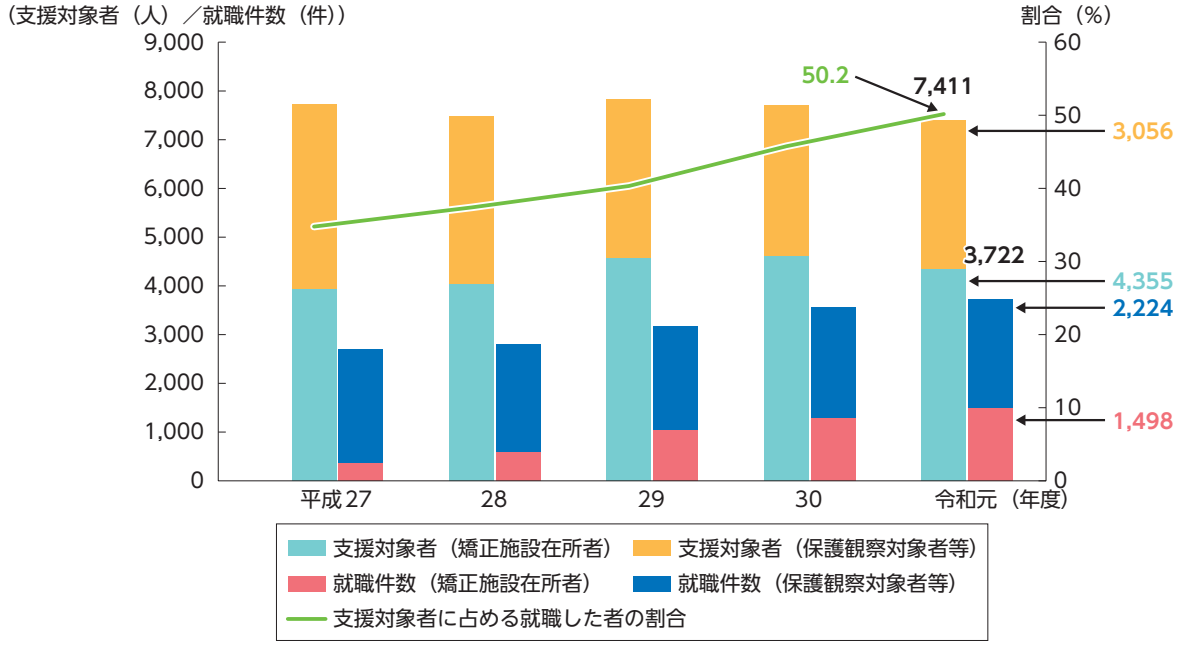

刑務所出所者等総合的就労支援対策（【施策番号５ア】参照）においては、出所受刑者数が近年減少している中、一定数の支援対象者数を確保し続けている。支援対象者のうち、就職した者の数（就職件数）及びその割合は、いずれも近年増加・上昇傾向にあり、2019年度（令和元年度）はそれぞれ3,722件、50.2％と、いずれも過去最高であった。特に矯正施設在所者の就職件数は、コレワーク（【施策番号５イ】参照）の設置（2016年（平成28年）11月）以降、大幅に増加している。

(2) 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数【指標番号6】

(平成28年～令和元年)

年　次	協力雇用主数	実際に雇用している協力雇用主数	雇用されている刑務所出所者等数
平成28年	16,330	788	1,410
29	18,555	774	1,204
30	20,704	887	1,465
31	22,472	945	1,473
令和元年	23,316	1,556	2,231

注　1　法務省調査による。
　　2　平成28年から31年は、4月1日現在の数値である。
　　3　令和元年は、10月1日現在の数値である。
　　4　「刑務所出所者等」は、少年院出院者及び保護観察対象者などを含む。

指標番号6-1　協力雇用主数の推移

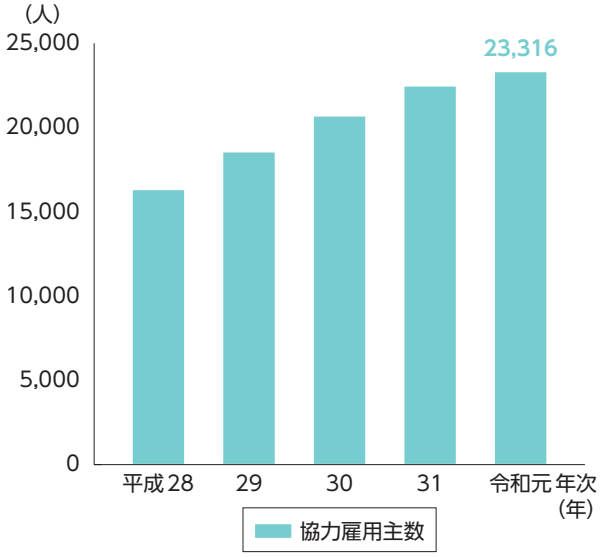

指標番号6-2　実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数の推移

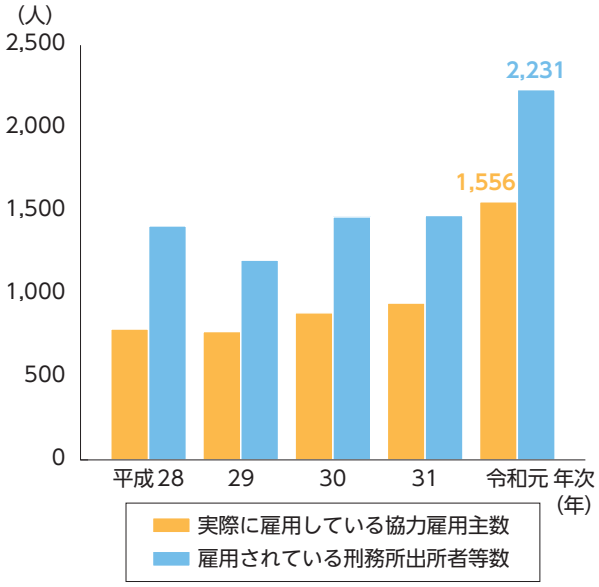

協力雇用主数は、近年増加傾向にあり、2019年（令和元年）10月1日現在、2万3,316社であった。また、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」（2014年（平成26年）12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において、2020年（令和2年）までに約1,500社にまで増加させるとの数値目標が設定されていたところ、2019年10月に1,556社と目標を達成した。また、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数についても、ほぼ横ばいで推移していたが、2019年10月時点では、2,231人と大幅に増加した。

(3) 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合【指標番号7】

(平成27年～令和元年)

年　次	保護観察終了者（総数）	職業不詳の者	無職である者
平成27年	33,636	752	7,185　(21.8)
28	31,827	731	6,866　(22.1)
29	29,649	673	6,360　(21.9)
30	27,994	681	5,779　(21.2)
令和元年	26,184	619	5,444　(21.3)

注　1　法務省・保護統計年報による。
　　2　「無職である者」は、各年に保護観察を終了した者のうち、終了時職業が無職である者から、定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除いて計上している。
　　3　（　）内は、職業不詳の者を除く保護観察終了者に占める「無職である者」の割合である。
　　4　交通短期保護観察の対象者及び婦人補導院仮退院者を除く。

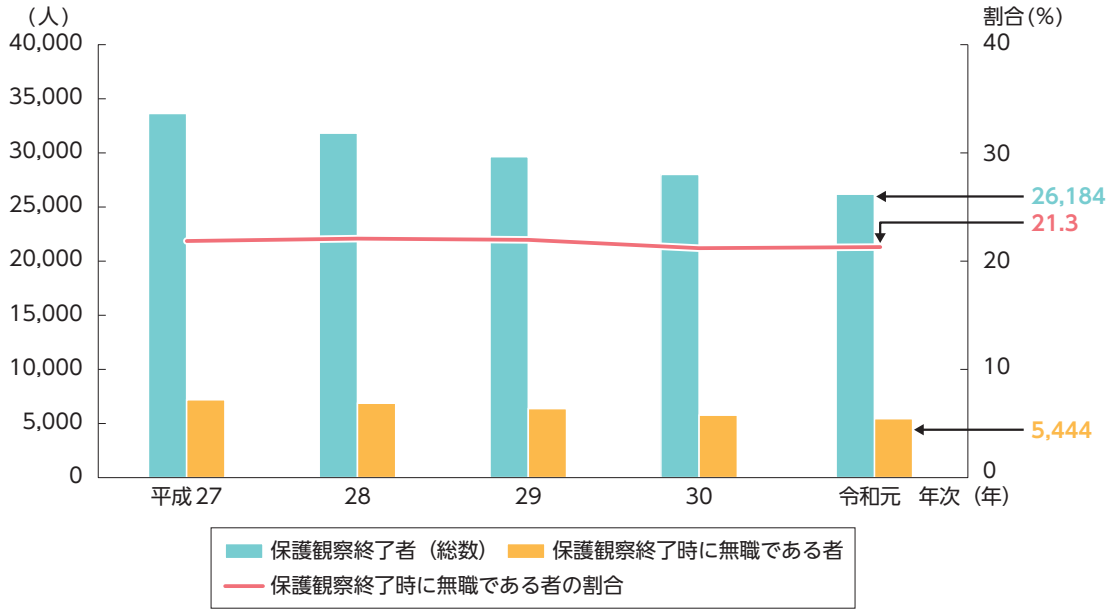

保護観察終了時に無職である者の数は、近年減少傾向にあり、2019年（令和元年）は２万6,184人であったが、その割合は、保護観察終了者数（総数）自体が減少していることもあり、ほぼ横ばいで推移しており、2019年は21.3%であった。

(4) 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号8】

(平成27年～令和元年)

年　次	刑務所出所者総数	帰住先がない者
平成27年	23,566	5,577　(23.7)
28	22,947	4,739　(20.7)
29	22,025	3,890　(17.7)
30	21,060	3,628　(17.2)
令和元年	19,993	3,380　(16.9)

注　1　法務省・矯正統計年報による。
　　2　「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。
　　3　「帰住先がない者」は、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。
　　4　(　) 内は、各年の刑務所出所者総数に占める「帰住先がない者」の割合である。

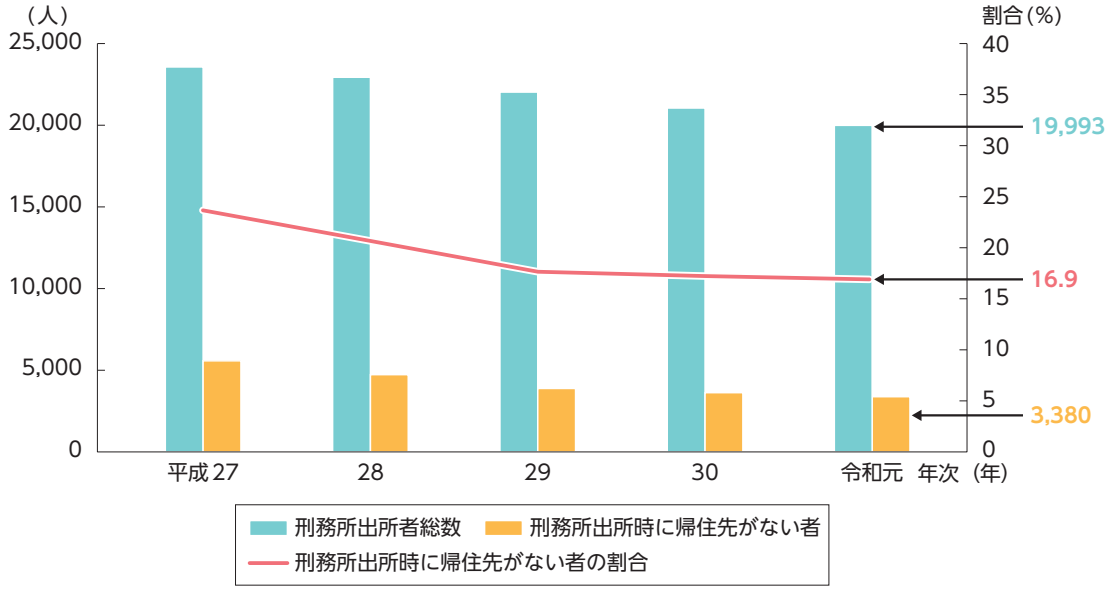

刑務所出所時に適切な帰住先がない者の数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」(2014年（平成26年）12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において、2020年（令和2年）までに4,450人以下に減少させるとの数値目標を設定していたところ、住居の確保等の施策（第2章第2節を参照）等により、2017年（平成29年）には当該目標を達成し、2019年（令和元年）は3,380人にまで減少した。また、刑務所出所時に適切な帰住先がない者の割合も、近年低下傾向にあり、2019年は16.9%であった。

（5）更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数【指標番号９】

（平成27年度～令和元年度）

年　度	更生保護施設	自立準備ホーム	計
平成27年度	10,179	1,887　(370)	12,066
28	9,608	1,716　(192)	11,324
29	9,620	1,547　(175)	11,167
30	9,719	1,679　(223)	11,398
令和元年度	9,789	1,709　(224)	11,498

注　1　法務省調査による。
　　2　（　）内は、各年の薬物依存症リハビリ施設（ダルク等の薬物依存からの回復を目的とした施設のうち、自立準備ホームに登録されているもの）への委託人員数（内数）である。

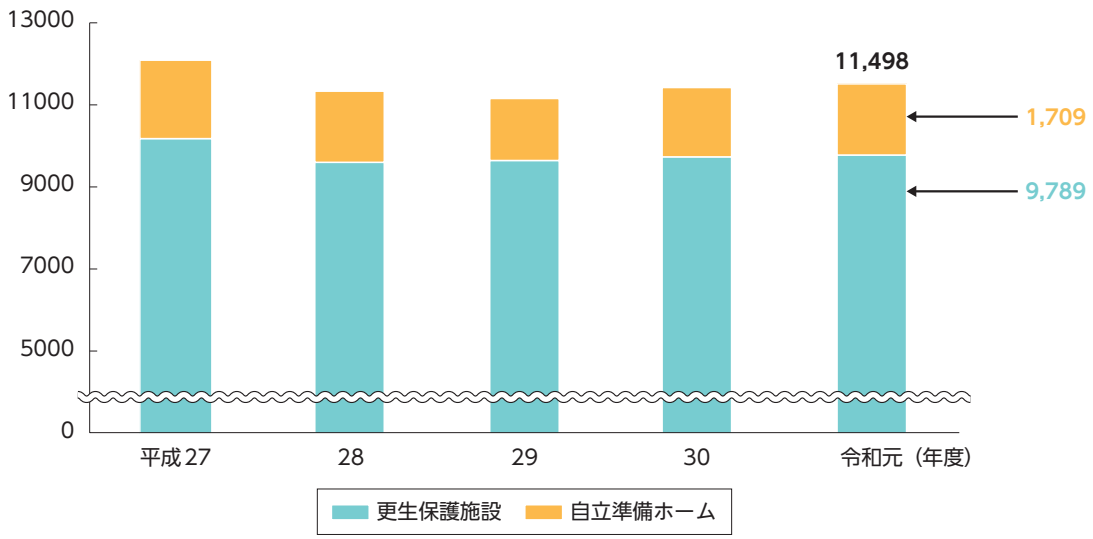

更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は、出所受刑者数が近年減少している中、いずれもほぼ横ばいで推移しており、2019年度（令和元年度）はそれぞれ9,789人、1,709人であった。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

(1) 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数【指標番号10】

(平成27年度～令和元年度)

年　度	特別調整の終結人員	内訳			
		高齢	身体障害	知的障害	精神障害
平成27年度	730	389	107	214	196
28	704	377	103	234	207
29	809	437	117	225	252
30	698	384	87	187	227
令和元年度	775	398	106	199	317

注　1　法務省調査による。
　　2　「終結人員」は、少年を含む。
　　3　「終結人員」は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
　　4　内訳は重複計上による。

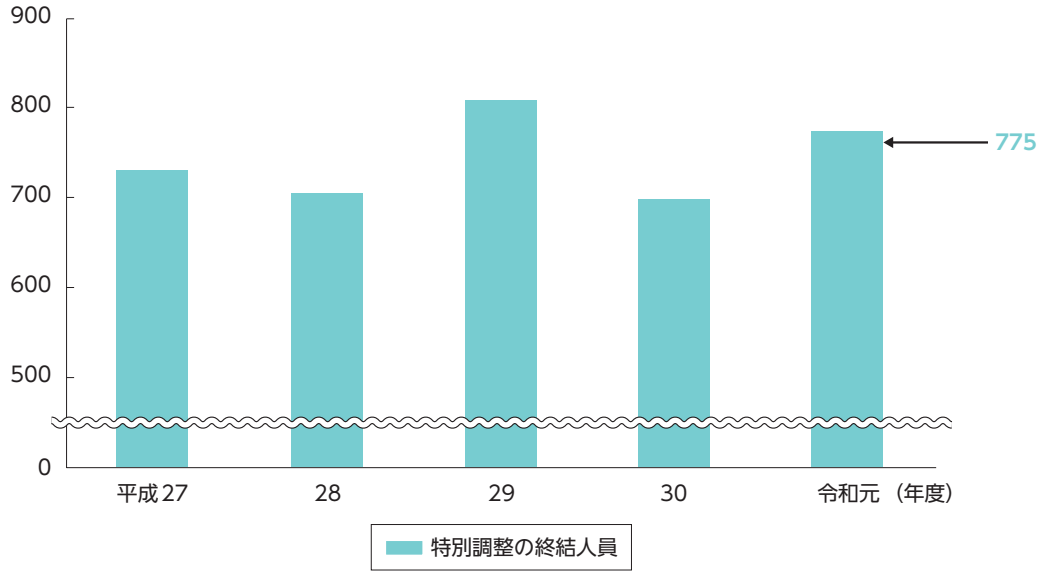

特別調整(【施策番号36】参照)により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数は、出所受刑者数が近年減少している中、ほぼ横ばいで推移しており、2019年度(令和元年度)は775人であった。

なお、2019年度の内訳を見ると、「高齢」が398人と、半数を超えている。

(2) 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合【指標番号11】

(平成28年度～令和元年度)

年　度	薬物事犯保護観察対象者数	うち治療・支援を受けた者の数
平成28年度	7,501	333 (4.4)
29	7,569	393 (5.2)
30	7,717	527 (6.8)
令和元年度	8,096	566 (7.0)

注　1　法務省調査による。
　　2　「薬物事犯保護観察対象者数」は、薬物事犯保護観察対象者として、当該年度当初に保護観察を受けている者の数と当該年度に新たに保護観察を受けることとなった者の数を計上している。
　　3　(　)内は、薬物事犯保護観察対象者のうち、精神保健福祉センター、保健所、精神科医療機関等が行う治療・支援を受けた者の割合である。

薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合は、調査の開始(2016年度(平成28年度))以降、毎年増加・上昇しており、2019年度(令和元年度)はそれぞれ566人、7.0%と、いずれも過去最高であった。

3 学校等と連携した修学支援の実施等関係

(1) 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率【指標番号12】

(少年院出院時)　　(平成30年～令和元年)

年　次	出院者数 (A)	(A) のうち、修学支援対象者数 (B)	(B) のうち、出院時復学・進学希望者 (C)	(C) のうち、出院時復学・進学決定者【指標番号12】
平成30年	2,190	369	272	97 (35.7)
令和元年	2,065	363	251	70 (27.9)

注　1　法務省調査による。
　　2　「出院者数」は、当該調査期間において出院した者を計上している。ただし、逮捕状執行及び他施設への移送（保護上の移送を除く）による出院者を含まない。
　　3　「修学支援対象者数」は、当該調査期間において出院した者のうち、出院時に修学支援対象者として選定されていた者を計上している。
　　4　「進学決定」は、入学試験に合格しているなど、進学が確定的である状態をいう。
　　5　（　）内は、指標に該当する人員の割合である。

(2) 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合【指標番号13】

(保護観察終了時)　　(平成30年～令和元年)

年　次	出院者数（保護観察が終了した者（A））	(A) のうち、少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者 (B)	(B) のうち、出院時又は保護観察期間中に復学・進学決定した者【指標番号12】(C)	(C) のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者 (D)【指標番号13】
平成30年	2,190 (626)	25	12 (48.0)	11 (91.7)
令和元年	2,065 (1,252)	49	34 (69.4)	28 (82.4)

注　1　法務省調査による。
　　2　「出院者数」は、【指標番号12】における「出院者数（A）」と対応している。
　　3　（A）は、平成30年1月以降に少年院を仮退院した者のうち、各年中に保護観察が終了した者について計上している。
　　4　（C）及び（D）の（　）内は、指標に該当する人員の割合である。

2019年（令和元年）の少年院出院者のうち、在院中に修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者は251人であったところ、そのうち、出院時に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率は、それぞれ70人、27.9%であった。

また、2018年（平成30年）1月以降に少年院を出院し、2019年中に保護観察が終了した者のうち、少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者は49人であったところ、そのうち、出院時又は保護観察期間中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率は、それぞれ34人、69.4%であった。さらに、当該者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者及びその割合は、それぞれ28人、82.4%であった。

（3）矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率【指標番号14】

（平成27年度～令和元年度）

年　度	受験者数	全科目合格者		1以上科目合格者	
		合格者数	合格率	合格者数	合格率
平成27年度	1,069	399	37.3	1,024	95.8
28	1,049	375	35.7	990	94.4
29	1,034	400	38.7	989	95.6
30	1,085	436	40.2	1,012	93.3
令和元年度	872	387	44.4	827	94.8

注　1　文部科学省調査による。
　　2　「全科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者をいう。
　　3　「1以上科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な科目のうち全部又は一部の科目に合格した者をいう。
　　4　「合格率」は、受験者数に占める「全科目合格者」、「1以上科目合格者」の割合である。

矯正施設における高等学校卒業程度認定試験（【施策番号63】参照）の受験者数について、2019年度（令和元年度）は872人であった。

2019年度の全科目合格者数は、387人であり、その合格率は、近年上昇傾向にあり、2019年度は44.4％と、過去最高であった。また、全科目合格を含む1以上科目合格率は、近年90％以上の高い水準を維持しており、2019年度は94.8％であった。

4 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係

(1) 保護司数及び保護司充足率【指標番号15】

(平成28年～令和2年)

年　次	保護司数	充足率（%）
平成28年	47,939	91.3
29	47,909	91.3
30	47,641	90.7
31	47,245	90.0
令和2年	46,763	89.1

注　1　法務省調査による。
　　2　各年1月1日現在の数値である。
　　3　「充足率」は、定数（5万2,500人）に対する保護司数の割合である。

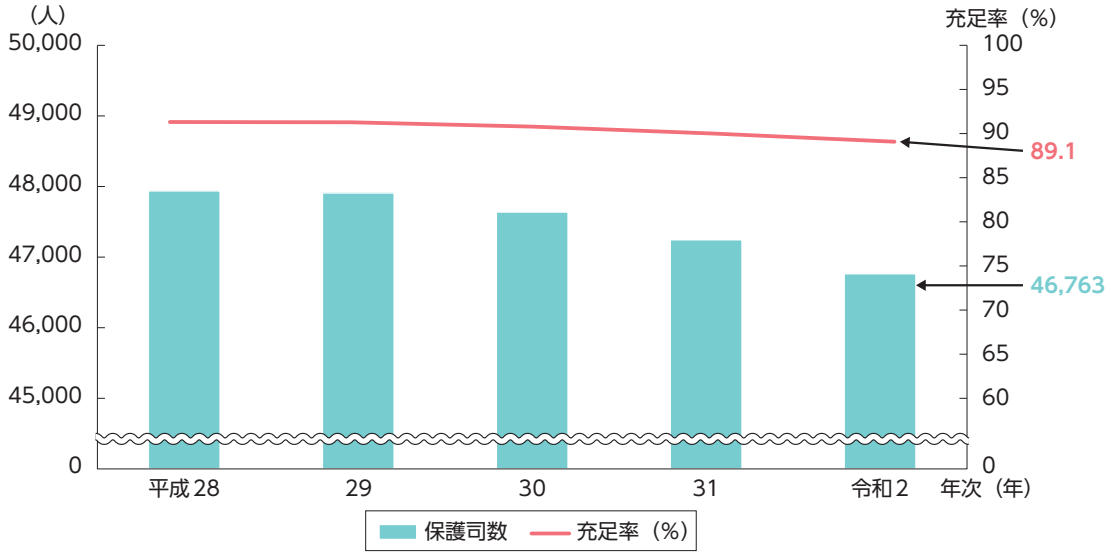

保護司数及び保護司充足率は、2017年（平成29年）以降、減少・低下傾向にあり、2020年（令和2年）1月1日現在で、それぞれ4万6,763人、89.1%であった。

(2) “社会を明るくする運動”行事参加人数【指標番号16】

(平成27年～令和元年)

年　次	行事参加人員
平成27年	2,563,333
28	2,833,914
29	2,769,306
30	3,228,710
令和元年	2,969,544

注　法務省調査による。

“社会を明るくする運動”行事参加人数は、近年300万人前後で推移しており、2019年（令和元年）は、296万9,544人であった。

5 地方公共団体との連携強化等関係

（1）地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合【指標番号17】

（平成30年～令和２年）

年　次	策定地方公共団体数（策定割合）		
	都道府県	指定都市	その他の市町村（特別区を含む。）
平成30年	1/47	0/20	0/1,727
31	15/47	0/20	4/1,727
令和２年	31/47	6/20	32/1,727

注　1　法務省調査による。
　　2　各年４月１日現在の数値である。

推進法第８条第１項に基づく地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体※1の数については、「再犯防止推進計画加速化プラン」（2019年（令和元年）12月23日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年度（令和３年度）末までに100以上にするとの成果目標を設定しているところ、年々増加しており、2020年（令和２年）４月１日現在、都道府県が31団体、指定都市が６団体、その他の市町村（特別区を含む。）が32団体の合計69団体であった。

※1　地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体に関する最新の情報はこちら
「地方再犯防止推進計画」（URL：http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00022.html）